

秀麗出版株式會社 獎學生獎學金給付規程

制定 西曆2014年3月31日

第壹章 總則

第一條 (總則)

秀麗出版株式會社(以下「當社」という。)の獎學金給付(寄付金給付)について、この規程を定める。

第二條 (獎學生の資格)

1 當社の獎學生となるものは、獎學生自身が自主自立して進めている學術研究・課題研究等の成果を、老若男女・世間一般の實社會へ伝えることを目的とするもので、將來、研究者・専門家・事業家・著述家・作家等の専門的職業に就くことで社會の發展・成長へ寄與することを目標としている大學、大學院、高等専門學校、専修學校、各種學校に在籍する學生(以下、大學生等)とする。

2 上記以外の大學生等であっても、同目的、同目標としている大學生等は獎學生として採用することができる。

第三條 (獎學金の給付期間)

獎學金を給付する期間は、大學、大學院、高等専門學校、専修學校、各種學校に在籍する1年間とする。ただし、繼續して給付する場合は、再選考を経て、在籍する最大3年まで給付することができる。

第四條 (獎學金の金額)

前項の期間中に給付する獎學金の額は、下記のとおり區分に應じて定める。

甲種：月額3萬圓(給付：返濟の義務無し)

乙種：月額2萬圓(給付：返濟の義務無し)

丙種：月額1萬圓(給付：返濟の義務無し)

2 區分付けは別途定める基準をもとに、當社獎學生選考員會にて審議、決定する。

3 新たに獎學金目的の寄附が発生した場合は、その金額に應じて獎學金を新たに設けることができる。

第貳章 奨學生の採用と奨學金の給付

第五條 (奨學生願書および提出書類)

奨學生應募者は、当社所定の様式による奨學生願書、専門分野に関する論文・報告書提出計畫書、および、当社が必要と認めたとその他の書類を、当社に提出する。

第六條 (選考及び採用)

- 1 奨學生の採用は、奨學生選考委員會の書類審査および面接選考を経て、當社の代表取締役が決定する。
- 2 採用通知は、本人へ通知する。
- 3 採用通知を受けたものは、当社所定の様式による同意書と在學證明書・最終學歷卒業證明書等を当社代表取締役に提出する。

第參章 奨學金の給付

第七條 (奨學金の給付)

奨學金の給付は直接本人に送金して行うものとする。

第八條 (奨學金受領書の提出)

奨學金の給付を受けた奨學生は、その都度、直ちに奨學金受領書を提出するとともに、併せて學業等における近況報告を行うものとする。報告方法は当社が別途指定する方法で行うものとする。

第肆章 奨學生の異動

第九條 (異動の届出)

奨學生は、次の各號の一に該當する場合は、直ちに届出しなければならない。

- (1) 休學、復學、轉學又は退學したとき。
- (2) 停學その他の處分を受けたとき。

第十條 (奨學金の休止および停止)

1 奨學生が在籍する大學等を休學又は1ヶ月を超えて長期缺席したときは、その期間の奨學金給付を休止することができる。

2 奨學生の學業や性行の状況等によりその必要があると認められたときは、奨學金給付を停止することができる。

3 當社の事業環境の變化により、事業の繼續および業績低下の影響を及ぼす可能性が発生した場合、當社は奨學金の給付を休止することが出来る。その際、奨學生のいかなる損害、不利益等に關して當社は一切の責任を負わないものとする。

(奨學金の復活)

第十一條 前條により奨學金の給付が休止又は停止されたものにおいて、その事由が止んだときは、奨學金の復活又は期間の延長を願うことができる。

(奨學生の資格喪失)

第十二條 奨學生が次の各號の一に該當すると認められるときは、奨學金の資格を喪失させることができる。

- (1) 奨學金を必要としなくなったとき
- (2) 傷害疾病のため學業繼續の見込みがなくなったとき
- (3) 學業成績が不調又は操行、精神が墜落したとき
- (4) 在籍する大學等で停學又は退學の處分を受けたとき
- (5) 奨學生願書に記入すべき事項を故意に記入しなかったこと、または虚偽の記載をしたこと等により奨學生となったことが判明したとき

(奨學金の辭退)

第十三條 奨學生は、いつでも奨學金の給付の辭退を申し出ることができる。

第五章 奨學生への指導と取り組みの報告

第十四條 (奨學生への指導)

當社は、奨學生の資質の向上を圖るため、學業成績及び勉學状況に應ずる適切な指導を行うものとする。當社は、研究活動及び勉學活動への日々の取り組みに關する報告書(當社が指定する書式・形式)の提出を求めることができる。報告方法は當社が別途指定する方法で行うものとする。

第十五條 (奨學生の研究活動・學術活動・學問の自由と言論の自由、権利の處理・歸屬)

- 1 当社は奨學生の研究活動・學術活動等の學問の自由・言論の自由を妨げることは一切行わない。
- 2 当社と奨學生間の指導で生じた資料及び著述物・報告書等に關する知的財産權（著作權、著作鄰接權など）その他に關する鄰接するすべての權利は、奨學生自身の研究活動・學術活動等で使用する場合、當社の許可なく自由に使用出来る。ただし、それらを營利目的で使用する場合は、この限りではない。
- 3 当社と奨學生間の指導で生じた資料及び著述物・報告書等の記述内容は、言論の自由と著作權の保護とが調和するように適切に權利處理をその記述者自身によって明瞭に解決することとする。
- 4 当社と奨學生間の指導で生じた資料及び著述物・報告書等に關する知的財産權（著作權、著作鄰接權など）その他に關する鄰接するすべての權利について、その最終的な歸屬は当社とする。
- 5 当社と奨學生間の指導で生じた資料及び著述物・報告書等に關して、當社は、利用・加工・應用・編輯・校正・製版・印刷・読み書き記憶領域に格納された電子計算機系統操作に關連する計圖手順または規則および關連文書の配信・役務の提供等を通じて、當社の事業活動等で活用する。
- 6 当社に對して、奨學生及び記述内容に關連するその他關係者から當社の事業活動等への對價請求を行うことは認めない。

第陸章 罰則

第十六條 （罰則）

下記の場合、奨學生は奨學金に係るすべての權利を失うとともに、當社は給付した奨學金の總額について返還を求めることができる。

- (1) 第十二條第4項の退學處分を受けたとき
- (2) 第十二條第5項に該當するとき

第七章 實施細則

（實施細則）

第十七條 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当社代表取締役が定める。

附則

この規程は、西曆2014年4月1日より適用する。